

「富山市公共交通活性化計画」の修正について

1 修正の趣旨

「富山市公共交通活性化計画」は、公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを実現するため、将来の公共交通のあり方を示すマスタープランであり、まちづくりの指針となる「富山市都市マスタープラン」との連携を図っているが、平成30年度に時点修正を予定している「富山市都市マスタープラン」の修正内容に合わせて、本計画についても修正を行うもの。

【上位・関連計画】

富山市総合計画

(第1次平成19年3月策定、第2次平成29年3月策定)

《基本理念》安らぎ・誇り・希望・躍動 《都市像》人・まち・自然が調和する活力都市とやま

富山市都市マスタープラン

(平成20年3月策定)

【法令根拠】都市計画法

《概要》『鉄軌道をはじめとする公共交通を活性化させ、その沿線に居住、商業、業務、文化等の都市の諸機能を集積させることにより、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり』を示すもの。

富山市公共交通活性化計画

(平成19年3月策定)

《概要》「富山市都市マスタープラン」による公共交通の活性化によるコンパクトなまちづくりを実現するためのマスタープランとして、将来の公共交通のあり方を示すもの。

富山市立地適正化計画

(平成29年3月策定)

【法令根拠】都市再生特別措置法

《概要》公共交通の駅やバス停などの徒歩圏に「居住を誘導するエリア(居住誘導区域)」、「都市機能を誘導するエリア(都市機能誘導区域)」、「誘導する都市施設(誘導施設)」を定めて居住及び医療・福祉、商業施設などの生活に必要な都市機能を計画的に誘導するもの。

富山市地域公共交通網形成計画

(平成28年9月策定)

【法令根拠】地域公共交通活性化及び再生に関する法律

《概要》地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」として、富山市公共交通活性化計画を上位計画とし、富山市立地適正化計画と連携したコンパクトなまちづくりの実現を目指すもの。

2 都市マスタープランの修正の概要

「富山市都市マスタープラン」については、都市計画の見直し（都市計画区域、都市計画道路など）に伴う時点修正や、立地適正化計画などの関連計画との整合を図るため、平成30年度に次の項目に関して修正を予定している。

《主な修正内容》

- (1) 都市計画区域、都市計画道路などの見直しに伴う時点修正
- (2) 総合計画（人口推計の変更等）、立地適正化計画などの関連計画との調整
- (3) 歩きたくなるまちづくりの方針等を追加（目標・指標の見直しを含む）

3 修正に向けたスケジュール（案）

年度	29	30											
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
都市マスタープラン	素案とりまとめ	庁内意見照会						パブリックコメント		富山市都市計画審議会			都市マスタープラン策定・公表
公共交通活性化計画	都市交通協議会			整合	素案とりまとめ	庁内意見照会	富山市都市交通協議会【修正概要・パブリックコメント】	パブリックコメント		整合			富山市都市交通協議会【承認・計画策定】